

内閣参質二〇八第一三号

令和四年二月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出第三者の卵子・精子・胚を用いた不妊治療への保険適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員塩村あやか君提出第三者の卵子・精子・胚を用いた不妊治療への保険適用に関する質問に  
対する答弁書

一及び二について

お尋ねの他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療については、生殖補助医療の提供等及びこれにより  
出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和二年法律第七十六号）附則第三条第一項に  
基づき、現在、御指摘の「超党派の議員連盟」において、同項各号に掲げる事項等について検討が進めら  
れているところであると承知しており、中央社会保険医療協議会における議論も踏まえ、令和四年度診療  
報酬改定においては、保険適用の対象としないことを検討している。

三について

御指摘の「生殖補助医療法附則第三条による検討」についての結論が出ていない現時点において、仮定  
の質問についてお答えすることは差し控えたい。